

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市立学校給食センター機械設備保守点検業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和7年6月1日～令和10年5月31日
- (4) 業務対象施設
- ① 名称 東大阪市立学校給食センター
 - ② 所在地 東大阪市弥生町17-4
 - ③ 構造・規模 鉄筋鉄骨コンクリート造4階建
 - 1階 1,504.45㎡
(ボイラー室・食材荷受室・コンテナ待機室・洗浄室・コンテナ室・準備室)
 - 2階 1,439.32㎡
(検収室・焼物揚物室・野菜処理室・調理室・準備室・食品庫)
 - 3階 1,046.98㎡
(炊飯室・男女休憩室・会議室兼食堂・事務室)
 - 4階 488.40㎡
(送風機室・その他)
 - 除害施設 51.54㎡
(前処理室・管理ブローアール)
 - ④ 延床面積 4,539.21㎡
 - ⑤ 敷地面積 3,158.46㎡
- (5) 入札金額 消費税(10%)を含んだ合計金額(3年分)で記載すること。
- (6) 仕様書等 学校給食課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 17階
東大阪市教育委員会事務局 学校教育部 学校給食課
- (2) 日時 令和7年4月21日(月)
- ※ 同日中に、本市ウェブサイト(学校給食課ページ)にも掲載する。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていて、業種・種目011-02（機械設備保守点検）（空調・冷暖房設備）を第1希望としていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和7年4月21日（月）から令和7年4月24日（木）午後5時30分まで	学校給食課へメール	5を参照
入札参加資格審査申請	令和7年4月21日（月）から令和7年5月2日（金）午後5時30分まで	学校給食課へ持参（送付可）	6を参照
入札参加の辞退	令和7年5月16日（金）入札開始まで	電話にて学校給食課に連絡	6を参照
入札及び開札	令和7年5月16日（金）午後2時	第1入札室	7を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる。）により学校教育課学校給食課までメール

（gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和7年4月24日（木）午後5時30分までに送信すること。なお、メール送付後、その旨を電話にて学校給食課まで連絡すること。

なお、質疑に対する回答については、令和7年4月30日（水）までに学校給食課ウェブサイト（入札・契約情報(発注予定・結果等)）において提供するものとする。

※入札・契約情報(<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-4-0.html>)

6 入札参加資格審査申請に関する事項

- (1) 入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	入札参加申請書	様式1 * 押印の省略が可能
2	入札参加確認通知書	様式2
3	受付票	様式3
4	830円切手を貼った長3号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください。

※各様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

※様式1の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問合せ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

- ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所17階
東大阪市教育委員会事務局 学校教育部 学校給食課
- イ 申請日時 令和7年4月21日（月）（公告掲示後）から令和7年5月2日（金）まで（本市の閉庁日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで（期限内必着）
- ウ 提出方法 持参又は発送記録が確認できる方法での送付をすること。なお、ファックス又は電子メールでの提出も可能とする。
ただし、ファックス又は電子メールで提出する場合は、「16 問合せ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和7年5月12日（月）までに通知する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

- ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
- イ アの説明を求める場合は、令和7年5月14日（水）までに学校教育部学校給食課まで書面を持参の上提出し、又は発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。
- ウ 説明の求めがあった時は、令和7年5月15日（木）までに書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出した後、入札の参加を辞退する場合は、令和7年5月16日（金）入札開始までに電話にて学校給食課に連絡の上、入札辞退届を提出すること（様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください。）。

7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 別館2階 第1入札室
- (2) 日時 令和7年5月16日(金)午後2時(時間厳守)
- (3) 開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの。
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの。
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの。
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの。

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻し、又は無断で欠席した場合は、無効とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額及び日付の間違い、訂正、追記及び挿入並びに押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)
※入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。
- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げる事項を記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること(届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です。)

①入札日及び件名

- ②届出の商号又は名称及び所在地
- ③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
- ④代理人の氏名

1.2 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 予定価格以内での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札は取りやめとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

1.3 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする（1円未満の金額は、1円に切り上げ）。
ただし、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合。
 - ②契約金額が500万円未満の場合。

1.4 支払事項

- 年3回払いとする。（9、12、3月）
但し、令和10年4月・5月分については、除害施設維持管理業務2ヶ月分の支払いのみとする。

1.5 その他

- (1) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

16 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市教育委員会事務局 学校教育部 学校給食課

TEL 06-4309-3276

メールアドレス gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp

学校給食課ウェブサイトアドレス

https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/26-8-0-0-0_11.html